

第1章 はじめに

国は、平成11年8月、読書のもつ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決めました。また、翌13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行されました。

同法は、その第2条において、子どもの読書活動は、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を述べています。さらに、第3条及び第4条では、子どもの読書活動の推進に関する施策の策定及び実施が国・地方公共団体の責務として明記するとともに、第8条及び第9条では、国は、子どもの読書活動推進基本計画を都道府県及び市町村はそれぞれ、子ども読書活動推進計画の策定に努め、公表しなければならないこととしています。

同法に基づき、平成14年8月、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定、公表され、さらに、平成15年11月には、「北海道子どもの読書活動推進計画」が策定、公表されました。

また、平成17年7月に活字離れに「待った」をかける12条からなる文字・活字文化振興法が制定され、法の理念として、文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない等とされ、読書週間初日の10月27日が「文字・活字文化の日」と定められました。

そこで、国・北海道が策定したこれらの計画を基に、本市の実情等を踏まえながら、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を推進することを目指し、子どもの読書活動推進に関する施策を総合的に推進するために、「江別市子どもの読書活動推進計画」を策定するものです。

1. 国の動向

(1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号)の概要

この法律は、目的、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、事業者の協力、保護者の役割、関係機関等との連携強化、子ども読書活動推進基本計画、都道府県子ども読書活動推進計画等、子ども読書の日、財政上の措置等の規定から成っています。

(2) 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年8月)の概要

基本の方針

ア．子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

イ．家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みの推進

ウ．子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動の推進のための方策

ア．家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

イ．子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他諸条件の整備・充実

ウ．図書館間協力等の推進

エ．啓発広報等

方策の効果的な推進に必要な事項

ア．推進体制等

イ．財政上の措置

2. 北海道の動向

「北海道子どもの読書活動推進計画」(平成15年11月)の概要

子ども読書活動の推進のための方策

家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

ア．家庭・地域における子どもの読書活動の推進

イ．学校等における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

ア．公立図書館の整備・充実

イ．学校図書館の整備・充実

ウ．子どもの読書活動の推進に係る体制の整備

子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

ア．啓発広報事業の推進

第2章 子どもの読書活動推進のための方針

1. 子どもの読書活動の意義

国際化・情報化・少子化等の進展に伴い、めまぐるしく変化している今日の社会情勢は、子どもの生活にも様々な影響を与えています。

そのような中で、子どもの活字離れ、読書離れが指摘されていますが、このような状況が進むと、豊かな人間形成の障がいとなり、社会に与える影響が大きいことも懸念されます。

子どもの豊かな心を育み、健やかに成長するためには、読書活動が必要不可欠であり、また、生涯にわたって様々な学習を積み重ね、豊かな人生を送っていくためにも読書はなくてはならないものです。一方、子どもたちが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむ環境づくりに配慮することが必要となります。

このように、子どもの心の健全な成長を促し、次代を担う子どもの豊かな人間形成と人生をより深く生きる力を身につける上で、読書の役割は極めて重要であり、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりを推進していく必要があります。

2. 子どもの読書活動の現況

子どもたちを取り巻く生活環境は、テレビ、ビデオ、ゲームその他の映像・情報メディアの浸透、生活のスタイルの変化等により、大きく変わっています。このような生活環境の変化から、子どもたちの興味や関心が多様化し、読書離れ、活字離れが急速に進みつつあり、特に小学校、中学校、高等学校の世代に向かうほど、その傾向は顕著になってきていると指摘されています。

3. 計画の目標

子どもの読書活動の推進に関して、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、基本の方針として(1)子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実、(2)家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みの推進(3)子どもの読書活動に関する理解と関心の普及の3項目が示されました。

また、「北海道子どもの読書活動推進計画」では、(1)家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進、(2)子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備、(3)子どもの読書活動に関する理解と関心の普及が計画推進の柱とされています。

また、「文字・活字文化振興法」の理念としては、文字・活字文化の振興に関す

る施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない等とされています。

本市では、このような国の基本的方針や理念、北海道の計画推進の柱等を基に、本市の実情等を踏まえながら、「子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくり」のために、次のように計画の基本目標を設定します。

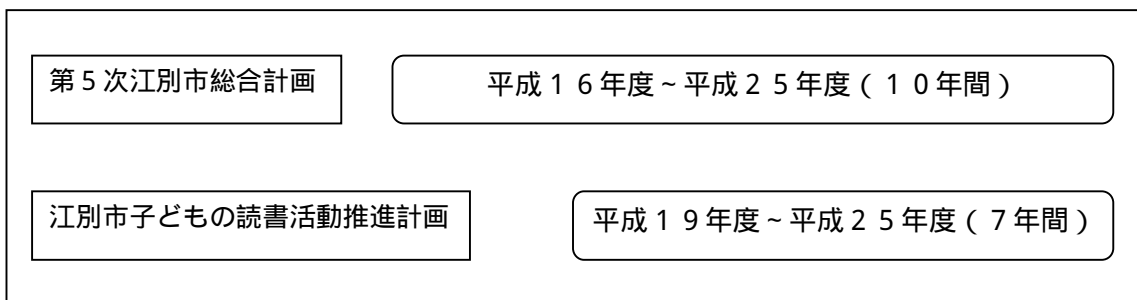
- * 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- * 子どもの読書環境の整備・充実
- * 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及等

4 . 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、学校等の市民及び団体が対象となります。なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下としています。

5 . 計画の期間

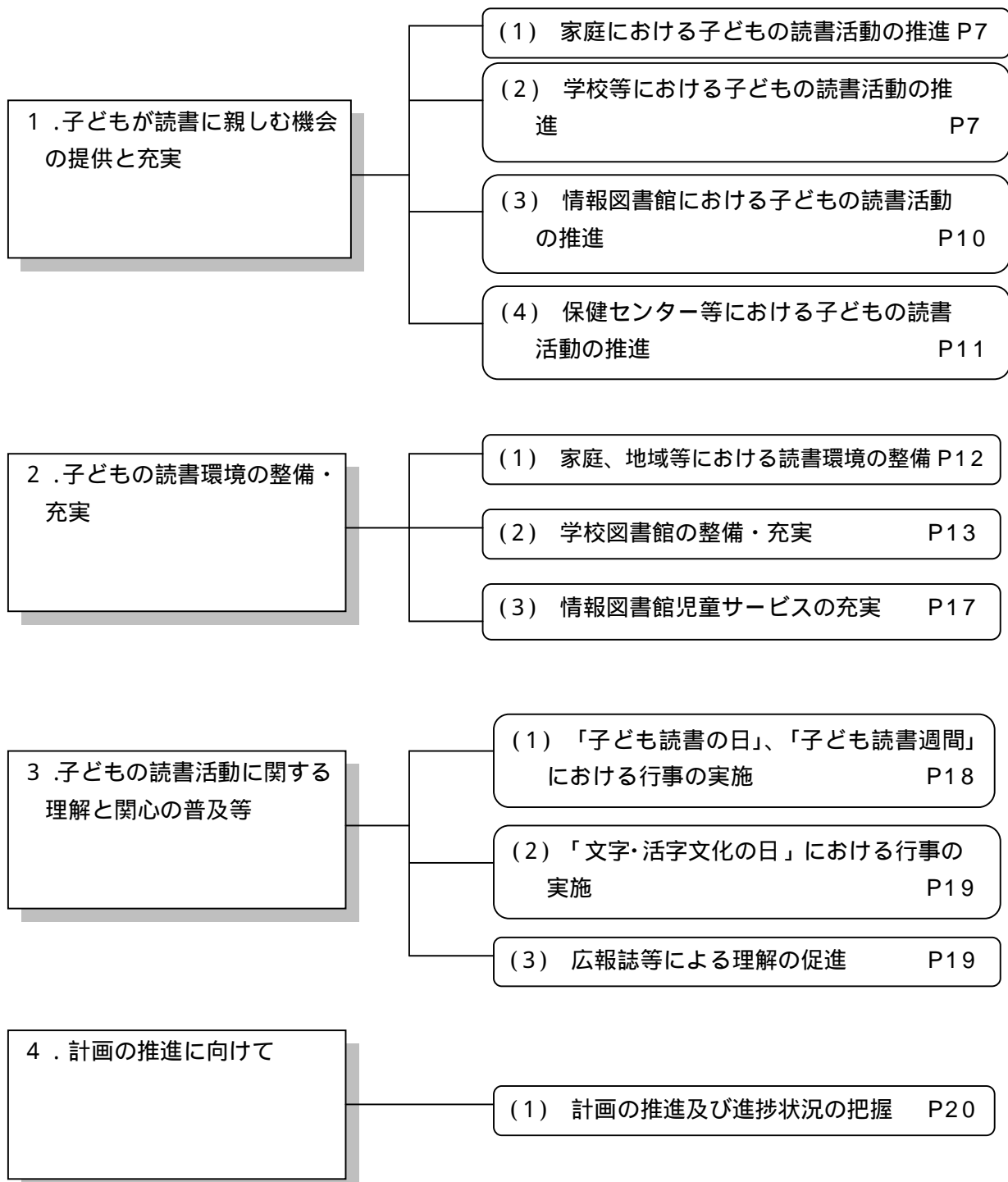
計画の期間は、平成19年度から平成25年度までの7年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。



6 . 計画の体系

子どもの読書活動推進のための
基本目標(1~3)

子どもの読書活動推進のための取り組み



情報図書館本館

